

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年1月23日（金） 9：15～9：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣  
林芳正 国務大臣（総務大臣）  
平口洋 国務大臣（法務大臣）  
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）  
片山さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
松本洋平 国務大臣（文部科学大臣）  
上野賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）  
鈴木憲和 国務大臣（農林水産大臣）  
赤澤亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
金子恭之 国務大臣（国土交通大臣）  
石原宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
小泉進次郎 国務大臣（防衛大臣）  
木原稔 国務大臣（内閣官房長官）  
松本尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
牧野たかお 国務大臣（復興大臣）  
あかま二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
黄川田仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
城内実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小野田紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：尾崎正直 内閣官房副長官  
佐藤啓 内閣官房副長官  
露木康浩 内閣官房副長官  
岩尾信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 8件
- 国会提出案件 2件
- 政令 3件
- 人事 2件
- 配布 3件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、城内大臣から御発言があります。

次に、「特定技能分野別運用方針及び育成労働分野別運用方針」及び「特定技能分野別運用方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、入管法及び育成労働法に基づき、分野別運用方針を受入れ対象分野ごとに新たに一体的に定めるものであります。

次に、「グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、本年1月に成立した国際合意に則り、令和8年度税制改正において所要の見直しを行うものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「モナコ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「特別会計財務書類」について、御決定をお願いいたします。本件は、特別会計法に基づき、令和6年度における各特別会計の資産及び負債の状況等について、国会に提出するものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、昨年9月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「学校教育法施行令の一部改正令」は、私立大学等の収容定員の総数の減少を伴う学則変更後に行われる、当該総数の増加を伴う学則変更の一部について、文部科学大臣の認可事項から届出事項に改めるものであります。

次に、「歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部改正令」は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、「労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正令」は、審査請求の決定における公示送達に関して、決定書の謄本の掲示等をする事務所を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、朝長正人外757名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「中長期の経済財政に関する試算」及び「消費者物価指数」があります。後程、「中長期の経済財政に関する試算」につきましては城内大臣から、「消費者物価指数」につきましては総務大臣から、御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「政府安全保障能力強化支援に関する書簡」をインドネシアとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、インドネシアの安全保障能力強化に係る計画の実施のため、19億円の資金を贈与することについて、取り極めるものであります。

次に、「水災害の危険及び危機管理のための国際センターの日本国における継続に関する日本・ユネスコ協定の有効期間を延長する議定書」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、現行協定の有効期間を令和9年2月28日まで延長するものであります。

次に、「日・カナダ防衛装備品・技術移転協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国間における防衛装備品の移転手続等について、取り極めるものであります。なお、以上3件につきましては、相手国政府等との書簡交換及び署名までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、城内大臣。

○城内国務大臣：お手元の「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」と「中長期の経済財政に関する試算」について、申し上げます。まず、「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」については、昨年12月24日に閣議了解したものに、政府支出、国民所得に係る計数の追加を行いました。経済成長率は、昨年末にお示しした通り、令和7年度は、実質で1.1パーセント程度の成長を、令和8年度は、所得環境の改善が進む中で個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組の進展等により設備投資も増加し、同じく1.3パーセント程度の成長を、それぞれ見込みます。今回計数の追加を行った、政府支出については、令和8年度は、経済対策の効果等により、実質で1.1パーセント程度増加すると見込みます。国民所得のうち名目雇用者報酬については、近年と同程度の賃金上昇が継続すると見込み、3.7パーセント程度増加すると見込みます。次に、

「中長期の経済財政に関する試算」について報告します。今回の中長期試算では、成長型経済への移行が実現するケースにおいて、債務残高対GDP比は、今年度から来年度、更にはその後の期間においても着実に低下する姿となっております。また、国・地方のプライマリーバランスについても改善が続き、2026年度には、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も改善した形となり、歳入と歳出が概ねバランスした姿を実現するとともに、2027年度以降も一定の黒字幅となることが見込まれています。引き続き「責任ある積極財政」の考え方に基づき、「強い経済」の実現を目指して、経済財政運営を行ってまいります。その下で、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していきます。関係閣僚各位には引き続き御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、総務大臣。

○林国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。12月の消費者物価指数は、1年前に比べ2.1パーセントの上昇となりました。また、生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ2.4パーセントの上昇となりました。内訳を見ると、「生鮮食

品を除く食料」の上昇が見られます。なお、令和7年平均の消費者物価指数は、前年に比べ3.2パーセントの上昇、生鮮食品を除く指数は、3.1パーセントの上昇となっております。引き続き、物価動向を注視してまいります。

○木原国務大臣：次に、文部科学大臣。

○松本（洋）国務大臣：国立大学法人新潟大学の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○木原国務大臣：ここで、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：私は、このたび、衆議院を解散することを決意いたしました。高市内閣は、自由民主党と日本維新の会との間の「連立政権合意書」を礎とする連立政権として、自公連立政権の下で行われた前回の衆議院議員選挙や参議院議員選挙を受けて構成される国会の下で、政権枠組みも、推進される政策内容も大きく異なるものとして誕生しました。内閣発足以来、国民の皆様が直面する物価高への対応を最優先に取り組み、「強い経済」を実現する総合経済対策」を策定し、その裏付けとなる令和7年度補正予算が成立しました。当面の対策を打つことができたこのタイミングで、大きな政策転換実現のため、ギアをもう一段上げる必要があります。「日本列島を、強く豊かに。」するため、「責任ある積極財政」への「経済・財政政策」の大転換、安全保障政策の抜本強化、インテリジェンス機能の強化など、国論を二分するような大胆な政策・改革に、今、着手しなければ間に合いません。新たな政権枠組みの下での重要な政策転換は、主に今年の国会で御審議頂くことから、今、国民の皆様に正面からお示しし、国民の皆様の信を問うべきであると考えました。各位におかれでは、経済運営に空白をつくらないよう、選挙期間中も、地方自治体とも連携し、令和7年度補正予算の早期執行に努めるなど、新内閣が発足するまでは、国政に遺漏なきよう、万全を尽くしていただくようお願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、衆議院の解散について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：件名外案件として、「衆議院解散」について、御決定をお願いいたします。本件は、「日本国憲法第7条により、衆議院を解散する。」との詔書案、詔書が発せられた旨を衆議院議長にお伝えする伝達書案、及び、この旨を参議院議長にお知らせする通知案を一括して御決定いただくものであります。解散詔書は、閣議決定後、上奏して御名・御璽をいただき、内閣総理大臣に副署願うものであります。その後、本日の衆議院本会議においてこれが発せられた旨を衆議院議長に伝達するとともに、参議院議長にこの旨を通知することといたします。なお、本件につきましては、衆議院議長への伝達まで不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。

○木原国務大臣：それでは、衆議院解散の閣議書をお回しいたしますので、御署名願います。

次に、私から、臨時閣議の開催について、申し上げます。本日、衆議院が解散された場合、午後1時40分から、臨時閣議を総理大臣官邸において開催いたしますので、あらかじめお含みおき願います。なお、本件につきましては、衆議院の解散まで不公表扱いといたしますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔令和8年  
1月23日〕 (金)

## ◎一般案件

資料あり ○ 令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（決定）（内閣府本府）

〃 ○ 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（決定）

〔法務省・警察庁・外務・厚生労働・  
農林水産・経済産業・国土交通・環境省〕

〃 ○ グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置について（決定）（財務・総務省）

資料なし ☆ モナコ国駐箚特命全権大使鈴木秀生に交付すべき信任状及び前任特命全権大使下川眞樹太の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

## ◎国会提出案件

資料あり ○ 令和6年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）

〃 ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働省）

## ◎政令

資料あり ○ 学校教育法施行令の一部を改正する政令（決定）（文部科学省）

〃 ○ 歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）

〃 ○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

## ◎人　事

資料なし ☆ 簡易裁判所判事兼判事酒井良介外4名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事補兼簡易裁判所判事佐々木悠土を願に依り免ずることについて

(決定)

資料あり ☆ 元法務事務官朝長正人外757名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について (決定)

## ◎配　布

☆ 中長期の経済財政に関する試算 (内閣府本府)

☆ 消費者物価指数 (総務省)

☆ 月例経済報告 (内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和8年  
1月23日〕 (金)

◎一般案件

- 資料なし ○インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換について（決定）  
（外務省）
- 〃 ○国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第2区分）  
の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を  
延長する議定書の署名について（決定）（同上）
- 〃 ○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府と  
カナダ政府との間の協定の署名について（決定）  
（同上）
- 〃 ○衆議院解散について（決定） （内閣官房）

[○署名あり ☆署名なし]